

第14回浜田市農業委員会総会 会議議事録

日時：令和4年3月25日（金）午前9時30分

場所：浜田市役所 4階 講堂ABC

1 出席委員

【農業委員】(15名)

1番 原田 義一	2番 三浦 寿紀	3番 佐々木京子	4番 柿元 信次	5番 川本 聖光
6番 野上 省三	8番 青葉 真	9番 河崎 健	10番 宮崎 龍生	11番 玉田 一
14番 中田 善喜	15番 林 秀司	16番 佐々森義見	17番 渡辺 弘之	18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】(16名)

1番 前田 正典	2番 徳田マスエ	3番 永見 繁廣	5番 小川 明人	6番 領家 悟
8番 岡本 定文	9番 藤若 裕香	10番 橋本 安延	12番 小松原常雄	13番 渡邊 弘登
14番 河野 恒弘	14番 近重 邦昭	16番 田村 邦麿	17番 岡田 勝	18番 大谷 数義
19番 長野 昭三				

2 欠席委員

農業委員 (4名)

7番 岡本 健治      12番 高橋 伸幸      13番 大崎 健太      19番 松山 純久

農地利用最適化推進委員 (2名)

4番 小谷 保雄      11番 串崎 美之

3 提出議案

○議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について  
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第4号 転用統制外証明願について  
議第5号 市民農園の開設について

○協議・報告事項

別段面積の指定について  
農地利用目的変更届について  
公共事業による廃土処理届出書について

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局      : 木屋事務局長、岡本農地係長  
産業経済部農林振興課   : 松本事務員

議 長	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから第14回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 先般、農業委員さんとテレビ会議で総会を開催させていただきましたが、農業委員、推進員さんと合同の会議は久しぶりだと思っております。</p> <p>本日の欠席は、 農業委員の 7番 岡本委員、12番 高橋委員、13番 大崎委員 19番 松山委員 推進委員の 4番 小谷委員、11番 串崎委員 以上、6名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>なお、8番 青葉委員から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、予定「5番 川本委員」「6番 野上委員」でございます。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。 議第1号、農用地利用集積計画の策定について議決を求めます。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、議決をいただきたいと思っております。 農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農業者の皆さまから申し出のありました利用権設定は、「103件、271筆、420,251㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。 公告日は「3月28日」を予定しており、利用権設定については「開始日を令和4年4月1日以降」としております。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。ございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので採決に入ります。 農用地利用集積計画について、原案どおり、ご承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 （全委員） ～</p>
議 長	<p>全委員挙手でございますので、承認いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>次第の、2ページをご覧ください。</p> <p>1号について、説明いたします。</p> <p>土地の所在等は、国分町の田、1筆、11㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>申請理由は、譲受人のブロックで囲まれた農地の中に譲渡人名義の農地があることが判明したため、許可申請を得て取得したいということです。</p> <p>取得後は引き続き果樹栽培をされると伺っております。</p> <p>2号について説明します。</p> <p>土地の所在等は、金城町七条の畑、1筆、551㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>この申請は、農地と他の土地を交換するための申請と伺っております。</p> <p>以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」お願いします。</p>
14番 中田委員	<p>先般、担当者の方と現地に参りました。</p> <p>図面を見ていただいたとおり、ブロックの測量をされるときに、測量誤りがあったようです。</p> <p>特に問題は無いと思います。よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>2号について、「13番 渡邊委員」お願いします。</p>
13番 渡邊委員	<p>事務局の説明どおりですので、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>第3条申請について説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p> <p>ございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>

委員	～ 挙手 (全委員) ～
議長	全委員挙手でございますので、許可いたします。
議長	続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1～4号について、説明いたします。 土地の所在は、穂出町の田ほか3件、4件4筆の合計面積2,712㎡のうち1,111㎡です。場所は、〇〇です。 申請地は、農用地区域内農地です。 当該申請の転用目的は、〇〇舗装工事の資材置場として許可日から令和4年12月末日まで使用貸借する内容となっており、期間終了後は農地に戻されます。 なお、「被害防除対策については、土地所有者に了承済みであり、万一の場合は、責任を持って対処する。」という内容でございます。</p> <p>続きまして、5号について、説明いたします。 土地の所在は、「日脚町の田、1筆、148㎡」です。場所は〇〇です。 申請地は、農用地区域「外」、都市計画区域「内」の「用途地域」であるため、第3種農地と判断致いたしました。 転用目的は、薬局従業員の駐車場です。 資金証明については、金融機関の残高証明書を添付されております。 雨水は設置した側溝を通じて、市道側溝へ放流します。</p> <p>続きまして、6号について、説明いたします。 土地の所在は、「金城町下来原の田、1筆、693㎡」です。場所は〇〇です。 申請地は、農用地区域内農地です。 当該申請の転用目的は「新笹ヶ峠トンネル工事」の「仮設事務所及び資材置場」として、「許可日から2年間」賃貸借する内容となっており、期間終了後は農地に戻されます。 資金証明については、金融機関の残高証明書を添付されております。 なお、「仮設事務所背面側に仮囲いを設け、周辺に被害のないよう施工し、万一の場合は、責任を持って対処する。」という内容です。</p>
議長	<p>以上、6件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 1～4号について、「3番佐々木委員 もしくは 永見委員」お願いします。</p>
3番 佐々木委員	<p>事務局2名と現地確認しました。きちっと排水もされるようですので、問題ないと思います また、この農地は周囲より低くなっており、豪雨時には山からの水により浸水することが多いようです。 今回の案件とは別になりますが、5条一時転用後、土地を提供される方達の希望も</p>

	あり、期間をおいて農地目的変更届により農地として利用しやすいように嵩上げされ畑として利用されるようです。
議 長	5号について、「1番 前田委員」お願いします。
1番 前田委員	事務局二人と会長と現地確認を致しましたが、特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします
議 長	6号について、「13番 渡邊委員」お願いします。
13番 渡邊委員	事務局の説明のとおりですのでよろしくをお願いします
議 長	第5条申請について説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。
委 員	質疑なし
議 長	無いようですので、採決に入ります。 第5条申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～ 挙手 (全委員) ～
議 長	全委員挙手です。許可いたします。
議 長	続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、「農地法が施行された昭和27年10月1日以前から、農地以外の用途で利用されてきたもの」、「自然災害により被災、埋まってしまったもの」、「自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上（浜田市の目安・基準の見直し必要）放置し、再び農地として利用される可能性の無いものなど」に対して、農業委員会が認めて交付するものです。</p> <p>1号について、説明いたします。 土地の所在は「長沢町の2筆の畑、合計面積366㎡」です。 場所は、〇〇です。 証明願の内容は「耕作放棄により、年月日不詳より原野化している」と申請されています。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議 長	担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 1号について、「18番 奥迫委員 もしくは 大谷委員」お願いします。
18番 大谷委員	事務局と現地確認を行いました。資料のように問題ないと思います。
議 長	転用統制外証明願の説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。
委 員	質疑なし
議 長	無いようですので、採決に入ります。 転用統制外証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 (全委員)～
議 長	全委員挙手です。許可いたします。
議 長	続きまして、「議第5号、市民農園（特定農地貸付けの承認申請）」について、事務局の説明をお願いします。
事務局	土地の所在は「竹迫町の1筆の田、723㎡」です。場所は、〇〇です。  (資料説明) 市民農園を開設するに当たりましては、次の3種類の方法があります。 (1) 地方公共団体及び農業協同組合が開設する場合 浜田市内においては、JAいわみ中央地区本部が浜田市長沢町地内に、平成4年7月1日に開設した21区画572㎡の市民農園があります。  (2) 所有農地で開設する場合（農家等） 今回の市民農園開設が該当します。  (3) 農地を借りて開設する場合（地方公共団体及び農業協同組合を除く）で、浜田市内にはありません。  市民農園は、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の規定に基づき、農業委員会の承認を得る必要があります。  特定農地貸付法の概要は、 (1) 1世帯当たり10アール未満の農地の貸付けで、相当数の者を対象として、定型的条件で行われるものでなければなりません。  (2) 営利を目的としない農産物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。

	<p>(3) 貸付期間が5年を超えてはなりません。</p> <p>申請書には、「貸付協定」と「貸付規程」を添付します。</p> <p>(1) 貸付協定 当該農地の適切な利用を確保するための方法等、農地の貸付けの実施に当たって合意しておくべきもので、農地の管理方法とか農業用水の利用調整方法、地域農業との調整方法、貸付協定の実施状況についての報告に関する事項、貸付協定に違反した場合の措置等を記載し、市と開設者が締結する必要があります。</p> <p>(2) 貸付規程 開設主体が特定農地貸付けについて、その実施・運営について定めたものです。まず、農地の所在、地番、面積、また、利用者の募集、選考方法、貸付期間とその条件（賃料等）、農地の適切な利用を確保するための方法が定められています。</p> <p>市の関わりとして、高齢者の生きがいつくり、農業体験など多様な目的を持つ市民農園を市民が利用できるよう、市民農園開設後は、開設者から利用者募集や市ホームページ掲載の相談があれば応じるなど周知を図ります。</p> <p>農業委員会の承認をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から説明がありました。 担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 1号について、「19番 長野委員」お願いします。</p>
19番 長野委員	<p>事務局と現地を確認いたしました。 現地は水路から水が入ってきているようでして、4区画となっておりますが、その周辺を含め低くなっておりませんが、水が水路へ少し流れているような状況でした。 また、この4区画の隣は、野菜等を栽培しているという状況でしたので、先ほど事務局の説明にありましたように、例えば貸付期間が長くなるということを想定しても利用は確保できるのではないかと思います。 以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>市民農園の説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質疑なし</p>
議長	<p>無いようですので、採決に入ります。 「議第5号、市民農園（特定農地貸付けの承認申請）」について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～挙手（全委員）～</p>
議長	<p>全委員挙手ですので、承認いたします。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>はじめに、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定について報告します。</p> <p>土地所有者が「別段面積の指定」を受けることにより、空き家を購入される方が、空き家とあわせて農地を「通常の下限面積以下」の「1a以上」として農地法第3条で取得できる制度です。</p> <p>遊休農地の解消、定住促進、新規就農などを目的としています。</p> <p>申請は、1件です。</p> <p>土地の所在は「宇津井町の1筆の畑、159㎡」です。</p> <p>場所は、〇〇で、対象農地も空き家のすぐ隣にあります。</p> <p>この申請につきましては、「担当委員と事務局」で現地確認し、「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定する要件」に該当すると判断させていただいております。</p> <p>今後、空き家を含めた農地の購入を希望する方がおられますと、農地法第3条申請をされ、指定された農地の一部又は全部を購入される予定です。</p> <p>続きまして、「農地利用目的変更届」について報告いたします。</p> <p>農地利用目的変更届は、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。</p> <p>次第の、7ページをご覧ください。</p> <p>届出は、5件です。</p> <p>土地の所在は、穂出町の田、6筆の合計面積3,577㎡です。</p> <p>場所は、「5条1～4号」と同じ場所で、〇〇です。</p> <p>「〇〇工事」に伴う廃土を利用し、埋立後は、畑（野菜作付け）として利用されます。</p> <p>なお、時期は工事の関係で前後するかもしれませんが、令和7年(3年後)頃と伺っています。</p> <p>続きまして、「公共事業による廃土処理届出」について報告いたします。</p> <p>届出は、2件です。</p> <p>1号について、説明します。</p> <p>土地の所在は、横山町の2筆の田、合計面積1,285㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>この届出は、浜田県土整備事務所が、〇〇工事を行う際の廃土約1,900㎡を、現場に近くで経済的な届出地に廃土するものです。</p> <p>なお、期間は受理通知日から令和4年12月25日までの予定です。</p> <p>2号について、説明します。</p> <p>土地の所在は、旭町丸原の5筆の田、合計面積7,214㎡です。場所は、〇〇です。</p> <p>この届出は、浜田市が農地農業用施設災害復旧工事を行う際の廃土約300㎡を、現場に近くで経済的な届出地に廃土するものです。</p> <p>なお、期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの予定です。</p> <p>また、廃土処理中に周辺農地や河川に流出しないように、必要に応じて対策を講じ、埋め立て後は畑として整備し、土地所有者へ返還される予定という内容の届出です。報告事項は、以上でございます。</p> <p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
----------------------------------	---



10 番 宮崎委員	<p>公共事業による廃土処理届出書2号について、意見があります。</p> <p>先ほど説明がありました公共廃土の場所ですが、令和2年の3月と10月にも同じ場所に処理されています。</p> <p>その時は、河川の堆積、今回は公共災害の廃土処理ということで、この埋め立てをされています。</p> <p>前回の2回について、河川に廃土が流れてはいけないということで、底に堆積して積み上げ、そこに砕石をして鎮圧してあるということがありましたが、前回にも問題となりまして、堆積処理後、畑として利用するというのですが、当然、畑などとして利用できるわけがないのです。</p> <p>これについて、前回も問題になりましたけれども、今までも公共廃土の届出は慣習的にまあまあということで行なっています。</p> <p>それが続いてきているのですが、現場が畑として利用することが困難であるのならば、公共廃土として畑として利用するのではなくて、残土処理場として公共廃土以外で処理すれば良いと思うのですが、そういう話を現場で事務局としました。</p> <p>この件について、農業委員会でも勉強会を行わなければ、届出に記載してあることと違うことを黙認して良いものかと、私はそう思うのですけれども他の農業委員さんはどのように思われるかお聞きしたいと思います。</p>
議 長	<p>宮崎委員から意見ありましたが、事務局より何かありましたらお願いします。</p> <p>これは単なる廃土、土砂の捨場ではないかということということになりますね。</p>
事務局	<p>委員さんが言われるように、公共廃土は農地として戻さなければいけないということが原則と思います。</p> <p>ただ全国的にみますと、実際にこういう状況あると思われまます。</p> <p>これについては、所有者も農地に戻さなくても良いと言っておられることもありまます。ただ、先ほど委員さんの言われました廃土の水が河川の方に流れたりということがあったりしますので、こういったことを県又は農政局の方へ訪ねてみて、今後どのように対応すれば良いかということをお聞き合せていきたいと思いまます。</p> <p>実際に、公共廃土事業を行っているのは、県や市の担当課でありますので、関係機関に問い合わせて対応していきたいと思いまます。</p> <p>田畑として利用できる荒廃していない農地について、公共廃土を利用した際に、土地所有者が高齢等でもう農地に戻さなくてもいいと言われることがあります。</p> <p>そのようなケースを含めて、実際に難しい場合もありますが、関係機関に問い合わせた後、委員会で報告させていただきたいと思いまます。</p>
議 長	<p>宮崎委員、今のような内容でよろしいでしょうか</p>
10 番 宮崎委員	<p>私としては、届出の際に届出書に農地として戻すということを除けば良いと思うのですが、「公共事業による廃土処理届出」でそれがなかなか難しいのだということがあるのですが、それが困ります。</p> <p>極端に言えば、現況農地等であっても、所有者が農地として利用する意向がないのであれば、届けの際に農地として戻すということを除いてもらえれば、農業委員会で論議する必要もなく、それが手っ取り早いと思いまます。</p>
議 長	<p>それでは事務局の方で県担当課等と相談していただき、次回農業委員会で報告をお願いいたします。</p> <p>そういうことで、委員ご理解をください。</p> <p>なお、公共廃土の土地所有者は亡くなっておられるのですね。</p>

	誰か相続人がおられますか。
10 番 宮崎委員	相続人はおられますが、市内におられません。 現実として耕作は無理です。
議 長	その他、ございますでしょうか。
三浦委員	今の問題ですが、写真を見る限りでは土が盛ってあると思うのですが、工期が令和4年4月からとなっていますが、この土はどこから来たのでしょうか。
10 番 宮崎委員	前は、旭町木田から持って来られたと思います。 今回は業者も決まっていないうですし、どこから公共廃土を持って来られるか分かりません。
2 番 三浦委員	この届出の目的は、農地として戻すということであり、畑として整備するということがありますけれども、廃土の文言を入れずに廃土を認めたという経緯があるのでしょうか。 つまり、書いている内容と現実が合致していない。 ただ書類上の話だけではないかと思います。 公共廃土は、この件にかかわらず、今までいろいろとありました。 実際問題、耕作できるようにきちんと畑に戻したということはほとんどないのではないかと思います。 この問題は、いつまでたっても解決しないのではないかと思います。 何らかの方策を考えないと、いつまでたっても解決しないのではないかと思いますし、勉強会をした方が良くと思います。
議 長	その他みなさんから意見がありましたらお願いします
3 番 佐々木委員	下請けの業者も認識が甘いのではないかと思います。 発注する側の意識も低いのかもかもしれませんが、農業委員会から発注者へ要請はできると思います。 下請け会社へも認識していただくようにして、きちんと畑に返さなければいけないということを認識してもらえば変わると思うのと、国が変えないと変わらないということを長年のことで思いました。 それを検討して、国へ言うとかしないといけないと思いました。
事務局	関係機関とも相談しながら対応させていただきたいと思います。
議 長	そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。 全般を通して何かありましたら伺います

議 長	本日は、しまね農業振興公社の植本さんがおられません。 そのほか、皆様方から何かありましたらお願いします。
木屋局長	(異動のあいさつ)
その他意見	なし
議 長	その他、ご意見等、無いようですので、 以上を持ちまして、第14回総会を終了します。

終了 午前10時30分